

提案提出元	西日本電信電話株式会社
-------	-------------

項目	意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	メリットとデメリットを諸外国の動向を踏まえオープンに議論して頂く事を要望致します。	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	意見
	3. 一般財源か 特定財源か	現行の電波利用料の趣旨に賛成します。無線局から徴収される費用が電波関連以外に使われる場合には、慎重な議論を要望します。
	4. 対象範囲	<p>(1) 複数の免許人で共用できる周波数帯について マイクロ無線方式などは複数免許人間で電波干渉調整を行い、同一周波数を有効利用している現状であることからオークション制度にはそぐわないと考えます。</p> <p>(2) 公共性の高い無線局について 弊社は「日本電信電話株式会社等に関する法律（第3条）」により、山間地や離島などへ電気通信サービスをユニバーサルサービスとして公平かつ安定的に提供する責務があります。 更に「災害対策基本法（第2条）」による指定公共機関として、内閣総理大臣から指定を受けております。 この為、採算の難しい山間地や離島などへのエリアへは、ルーラル加入者無線、マイクロ固定局及び、地球局等を用いて電気通信サービスを提供しており、併せて、災害時等の対応に災害対策用通信の無線局を備えております。 これらの無線局は通常の市場活動を越えた無線局であることからオークション制度にはそぐわないと考えます。</p> <p>(3) 再免許時のオークション実施について 上記無線局は、法令などに基く責務のある無線局として安定したサービス提供を行う必要があります。再免許時のオークション実施は行わべきでないと考えます。</p>
	6. 二次取引	落札額の高騰を招き、安定したサービス提供の支障となる可能性がある事から、二次取引の禁止を要望します。
3. その他 (留意事項や情報提供など)		